

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定によって、
公立大学法人県立広島大学の令和二年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

令和四年四月十四日

広島県公立大学法人理事長 土屋 定之